

平成26年度 第10回高田区地域協議会

次 第

日時：平成26年12月1日（月）午後6時30分～
会場：高田地区公民館第6研修室

1 開 会

2 議題等の確認

3 報告事項

- (1) こどもの家について (50分)
 - ・老人憩の家「南寿園」について
- (2) 高田公園相撲場の廃止について (45分)
- (3) 【諮問第23号】東城保育園の廃止について（通知） (5分)
- (4) 自主的審議事項 (5分)
 - ・街灯のLED化の推進について（回答）（予定）
- (5) 地域協議会会長会議について (5分)

4 事務連絡

5 閉 会

※会議終了後、第4回懇談会の担当グループ打合せを実施

■こどもの家の譲渡等に関するこれまでの経緯について

1. こどもの家とは

(1) 設置目的

将来を担う子どもたちに、健全な遊びの場を与え、心身ともに健やかな子どもを育成することを目的として設置。

(2) 開設状況

地域からの要望をもとに、昭和57年から平成11年にかけて、合併前の上越市にこどもの家37施設を開設。

(3) 開設概要

- ・管理員の設置時間 月～金曜：午後3時から午後5時まで
土曜：午後1時から午後5時まで ※長期休暇中の月～金曜は午後1時から午後5時まで
- ・使用料 無料

2. こどもの家の譲渡について

(1) 基本方針

こどもの家については、町内会館と同じ様に利用されている実態などを踏まえ、建物を関係町内会へ譲渡することとする。
子どもの遊び場としての機能については、引き続き、市が管理員を設置し、維持していくこととする。

(2) 譲渡の対象施設

こどもの家37施設のうち、34施設を譲渡の対象とする。
(児童館と併設している2施設〈すわ、たかし〉及び、公民館と併設している1施設〈たかしぶんかん〉は除く。)

(3) 建物について

こどもの家の関係町内会へ無償譲渡する。

(4) 土地について

町内会から市が寄付採納を受けている場合は、原則、無償譲渡とする。

(5) 譲渡に伴う修繕について

- ・施設使用者の安全・安心を確保するために必要な修繕（非常階段、屋根、外壁）を実施する。
- ・市が修繕箇所を決定し、譲渡後に町内会が修繕を実施する。
- ・譲渡に伴う修繕は、市が全額補助する。
- ・施設ごとの優先順位を付け、譲渡後3か年（平成27～29年度）で修繕を完了する。

(6) 子どもの遊び場機能について

施設の譲渡後も、利用者への影響がないように、これまでと同様、市が管理員を設置し、維持していくこととする。

＜町内会と行政の役割分担＞

管理員の経費	市
子どものケガの対応	市
施設修繕（譲渡に伴う修繕は除く）	町内会
その他光熱水費・消耗品費等	町内会

3. これまでの経過と今後のスケジュール

- ・関係町内会とこどもの家の今後の在り方について意見交換し、市として方針を定めたうえで、建物の譲渡について、協議を重ねてきた。
- ・譲渡の対象としている34施設のうち、33施設について、地元町内会から譲渡を受ける意向との回答があった。
- ・今後は、該当する地区の地域協議会へ諮問を行った後、3月議会において、条例廃止と建物の譲渡について提案する予定。

年度	時期	内容	
H25年度	4月～5月	・関係町内会との協議 こどもの家の今後の在り方について、すべての関係町内会の役員の皆さんと個別に協議を行った	
	6月～9月	・町内会との意見交換 代表的な町内会の皆さんと地域の力を借りて、協働で子どもたちの居場所を確保する方策について意見交換を重ねた	
	1月	・「こどもの家の今後の方針」決定 ・第1回全体説明会（方針説明）	
	2月	・市議会厚生常任委員協議会へ方針説明	
H26年度	4月～5月	・譲渡の意向確認 譲渡の対象としている34施設のうち33施設について譲渡の意向を確認	
	5月	・第2回全体説明会（意向確認の結果等）	
	10月	・第3回全体説明会（譲渡に伴う修繕等）	
	12月～1月	・地域協議会への諮問	＜予定＞
		・第4回全体説明会（譲渡契約について等）	＜予定＞
3月	・市議会への提案（条例廃止・無償譲渡）	＜予定＞	
H27年度	4月1日	・公の施設の廃止、施設の譲渡	＜予定＞

4. 高田区のこどもの家について

- ・高田区のこどもの家5施設については、町内会との協議が整い、平成27年4月1日付の譲渡に向けて、必要な手続きを進めている。

No.	こどもの家	所在地	開設年	建物		年間利用者数（H25年度）			譲渡先町内会
				構造	床面積㎡	子ども	その他	合計	
1	きたしろ	北城町4-15-15	S59年	木造二階建	209.51	4,053	2,560	6,613	北城町一丁目 北城町二丁目 北城町三丁目 北城町四丁目
2	さかえまち	栄町2-25	S61年	木造二階建	210.33	4,015	2,996	7,011	栄町
3	しんまち	新町75-5	S62年	木造二階建	217.40	3,002	1,664	4,666	新町
4	みなみしろ	南城町2-2-16	S62年	木造二階建	215.70	2,839	696	3,535	南城町二丁目
5	てらまち	寺町2-3-6	H9年	木造平屋建	214.83	1,662	2,229	3,891	寺町二丁目

老人憩の家「南寿園」の廃止について

1 南寿園の概要について

老人の教養の向上及びレクリエーションのための場を提供し、もって老人の健康増進を図るため、平成 8 年 1 月に南寿園を開設し、平成 25 年度は延 2,757 人が利用している。

(1) 名称及び位置 南寿園（上越市南城町二丁目 2 番 16 号 みなみしろこどもの家に併設）

(2) 施設概要

	面積	構造	主な利用状況
土地	437.78 m ²	—	—
建物	103.44 m ²	木造平屋 ・和室 32 畳 ・和室 8 畳 ・調理室	カラオケ、日本舞踊、書道、ぬくもりサロン、老人会活動、子ども会活動、町内会活動等

(3) 開設状況

- ・利用時間 午前 9 時から午後 6 時
- ・休館日 無休
- ・使用料 無料

(3) 利用状況

(延人数)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (4 月～9 月)	主な団体
町内会団体	2,301	1,893	1,070	健康教室、カラオケ 2 団体等
町外団体	294	403	178	日本舞踊の会、書道の会
その他団体	384	461	197	市（ぬくもりサロン等）等
合計	2,979	2,757	1,445	

※平成 25 年度の町内会団体の利用者数の減は、町内会活動等の減少によるもの

※平成 25 年度の町外団体の利用者増は、書道の会（町外団体）が利用を開始したことによるもの

2 南寿園の廃止（案）について

上越市公の施設の再配置計画に基づき、南寿園を平成 26 年度をもって廃止することとしている。

- 施設は、町内会の各種活動に利用されている実態を踏まえ、南城町二丁目町内会へ平成 27 年 4 月 1 日に無償譲渡することとし、南城町二丁目町内会から譲り受けの承諾を得ている。
- 老人憩の家としての機能は、施設譲渡後も継続することで南城町二丁目町内会から了解を得ています。ただし、南城町二丁目町内会以外の団体が使用する際の使用料については、光熱水費等の実費相当額を南城町二丁目町内会が徴収することとしている。
- 施設使用者の安全・安心を確保するために必要な修繕を譲渡前に市が南城町二丁目町内会との協議により決定し、平成 27 年度以降に南城町二丁目町内会が修繕を実施し、その費用は、市が全額補助することとしている。

【高田公園相撲場概要】

1 施設概要

- (1) 施設名称：高田公園相撲場
- (2) 位置：上越市本城町46番地1
- (3) 設置年月日：昭和30年（59年経過）
- (4) 施設状況：敷地面積1,307㎡（上屋付、盛土スタンド）
- (5) 管理形態：指定管理（上越市体育協会）
- (6) 使用期間：4/1～11/23
- (7) 使用時間：日の出～日没
- (8) 使用料金：100円/1時間

2 直近3か年の施設利用状況

年度	平成23年	平成24年	平成25年
件数（件）	3	0	3
人数（人）	430	0	330

上越第 41394 号
平成26年11月25日

高田区地域協議会
会長 西山要耕 様

上越市長 村山秀幸
(健康福祉部こども課)

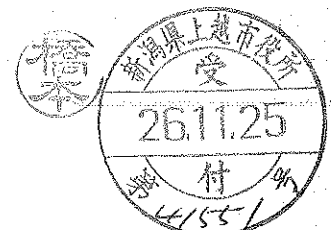


東城保育園の廃止について (通知)

平成26年10月29日付けで答申のあった、諮問第23号：東城保育園の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、上越市立東城保育園を平成27年4月1日に廃止することとします。
なお、民営化後の検証については、平成27年度に実施する予定としておりますので、その結果について貴協議会へも報告します。



南部まちづくりセンター

上防危第 41660 号
平成 26 年 11 月 27 日

高田区地域協議会
会長 西山 要 耕 様

上越市長 村山 秀幸
(防災危機管理課)



高田区地域協議会からの意見について (回答)

平成 26 年 10 月 29 日付けの「防犯灯の LED 化の推進について」に関する意見について、下記のとおり回答します。

記

貴重なご意見をいただきありがとうございます。

上越市内の防犯灯の設置及び維持管理は、町内については町内会が、町内間通学路については市が行い、電気料金は全額を市が負担していることはご意見のとおりです。

また、防犯灯の LED 化は、維持管理費や電気料金の削減が図れるほか、環境負荷の軽減にもつながることから、防犯灯 LED 化の取組を推進して行く必要があると考えています。

町内会に対する防犯灯 LED 化の補助制度につきましては、平成 27 年度予算編成において、電気料金の負担のあり方や補助制度の創設に向け検討しているところであります。



地域協議会会長会議 次第

と き 平成 26 年 11 月 25 日 (火)
午後 3 時 30 分～
ところ 上越文化会館 大会議室

1 あいさつ

2 議題

平成 27 年度地域活動支援事業案の概要について ※資料 1 参照

3 その他

[資料]

- ・ 次第
- ・ 資料 1 平成 27 年度地域活動支援事業案の概要

平成 27 年度地域活動支援事業案の概要

1 趣旨	(2) 対象事業
2 各区への配分額	(3) 対象経費
(1) 総事業費	(4) 補助率・限度額の設定
(2) 配分額	5 事業の実施手順等
(3) 残額の取扱い	(1) 採択方針の取扱い
3 募集期間（主なスケジュール）	(2) 事業提案書の受付
4 事業の概要	(3) 提案事業の審査
(1) 実施方法	(4) 事業の紹介・公表

※平成 27 年度地域活動支援事業の概要は、平成 26 年度と同様とする。

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであると考えており、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法として、本事業を制度化した。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことを目的としている。

(2) 運用方針

- 使途については、地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業であるならば、極力制限を加えることなく活用していただきたいと考えており、全市的な規制は最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねることとする。

(3) 審査体制

- 住民に身近な地域協議会が住民の生活実感を踏まえた闊達な議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することが、地域住民の思いに寄り添う地域協議会、地域住民に信頼される地域協議会につながると考え、審査を地域協議会に委ねることとする。
- また、審査を通じ、活動団体の状況や地域の課題を把握すること、自主的審議の活性化につながることで、地域協議会に対する住民からの認知度向上に寄与することなどを期待しているところである。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

- 総事業費を 1 億 8,000 万円とする。

(2) 配分額

- 均等割 126,000 千円 (4,500 千円×28 区) + 人口割 54,000 千円、均等割 7 : 人口割 3

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 最終的な残額を、翌年度に加算することを行わない。

3 募集期間 【今後の主なスケジュール】

- ・ 11月下旬～ 各地域協議会において採択方針、募集期間等の決定
 - ・ 2月下旬 新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
 - ・ 3月～ 新年度の募集に向けた相談の受付
 - ・ 4月1日～ 事業の募集開始（募集期間は、地域自治区により異なる）
 - ・ 募集終了後 地域協議会での審査
 - ・ 審査終了後 採択事業の決定・公表
 - ・ 採択決定後 補助金の交付決定・事業の実施
- 事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く。）

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ・ 金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
 - ・ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していただきたいという趣旨から、資金調達がネックとならないよう、補助率は10/10以内とする。
- 地域の実情に応じた対応とするため、補助率の設定及び上下限の設定は各地域協議会の判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針を作成する。
 - ・ 各地域協議会において採択方針の検討を行う。なお、検討の結果、変更を行わないことも考えられる。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書の提出に当たっては、事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要のため、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	・ 提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。	・ 適否を確認
イ) 地域自治体の採択方針	・ 地域自治体ごとに設定するもの。	・ 適否を確認
ウ) 共通審査	・ すべての地域自治体の審査で共通するもの。	・ 5点満点で採点

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・ 全市的な方向性と合致しているか ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	・ 地域の実情や住民要望に対応したものか ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・ 緊急性の高い提案事業であるか ・ ほかに方法で代替できないものであるか
③実現性	・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	・ 新たな取組の視点はあるか ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・ 助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・ 必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も考えられる。
 - ・ 事業提案書の様式、添付書類については、簡素化を求める声もあるが、審査するために必要な情報であることから、H26年度と同様とする。また、広く周知し「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
 - ・ 地域協議会委員に事業提案者の関係者が含まれる場合、当該委員は審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも考えられる。
 - ・ 基本審査について、必要・不要の両方の意見があるが、必要がないとの判断があれば、基本審査を行わないことも可とする。

(4) 事業の紹介・公表

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。